

1 奄美保健医療圏地域医療構想調整会議について

地域医療構想とは

急速に少子高齢化が進む中で、医療保険制度の持続可能性を高めるためには、病床の機能の分化、連携を進め、効率的で質の高い医療提供体制を構築するとともに、在宅医療・介護の充実を図る必要があります。

急性期から在宅医療・介護に至るまで、一連のサービスが切れ目なく、また、過不足なく提供できる体制を確保できるよう、地域医療構想に基づき、地域住民が安心して医療を受けられる体制を構築しま

(1) 地域医療構想の概要

本構想の実現に向けて、医療機関相互の自主的な取組及び医療機関を始めとした関係者相互の協議を促進するために、「奄美保健医療圏地域医療構想調整会議」と「病院機能に関する専門部会」が設置されています。

「奄美保健医療圏地域医療構想調整会議」は、医療関係者、保険者、介護保険事業者等で構成され、地域の病院が担うべき医療機関としての役割や病床数についての協議、病床機能報告制度による情報の共有等を行っています。

(2) 開催実績と開催内容

①開催実績(平成29年2月～令和3年2月)

地域医療構想調整会議 8回、専門部会 9回

②開催内容

ア 第6回地域医療構想調整会議(令和2年7月28日開催)

a 協議

・令和7(2025)年に向けた対応方針について

イ 第7回地域医療構想調整会議(令和2年11月9日開催)

a 協議

・令和7(2025)年に向けた対応方針について

・令和2年度地域医療介護総合確保基金事業補助金について

ウ 第8回地域医療構想調整会議(令和3年2月1日開催)

a 報告

「第7次医療計画(中間見直し)及び第8期介護保険事業(支援)計画の整合性の確保について」

・第7次医療計画の中間見直しにおける追加的需要に対する在宅医の考え方について

・追加的需要に対応する介護サービスの見込み量について

b 協議

・令和2年度病床機能再編支援補助金について

・令和7(2025)年に向けた対応方針及び合意済対応方針を見直す医療機関の計画について

◎今後の地域医療構想調整会議の進め方について

現在、地域医療構想の達成に向けて、個別の医療機関ごとの具体的な対応方針を協議し、地域医療構想調整会議の合意を得る作業を進めています。今年度、3医療機関の計画が合意に至らず、県と協議中です。

* 具体的な対応方針には、以下の内容を含みます。

・2025年を見据えた構想区域において担うべき医療機関としての役割

・2025年に持つべき医療機能ごとの病床数

今後は、下記の2点に留意しつつ、合意に至らなかった3医療機関の計画の動向を注視し、必要に応じて協議していく予定です。また、診療所の役割について協議を進めていきます。

1 療養病床の転換促進

・介護療養病床若しくは療養病棟入院基本料等の経過措置適用を届け出ている医療機関については、他の慢性期を担う医療機関よりも優先的に協議

2 非稼働病棟に関する協議

・非稼働病棟(過去1年間に一度も入院患者を収容しなかった病床のみで構成される病棟及び有床診療所)を有する医療機関については、①非稼働の理由、②今後の病床の取り扱いについて協議